

鎌倉市議会

11月臨時會議案集

(その1)

平成30年

目 次

議案第 52 号 鎌倉市本庁舎整備に関する住民投票条例の制定について	5
報告第 16 号 交通事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る 専決処分の報告について.....	18
報告第 17 号 交通事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る 専決処分の報告について.....	19

議案第 52 号

鎌倉市本庁舎整備に関する住民
投票条例の制定について

鎌倉市本庁舎整備に関する住民投票条例を次のとおり意見を付け
て付議する。

平成30年11月20日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

地方自治法第74条第1項の規定により制定の請求のあった本庁舎
の深沢移転に係る住民投票を行う条例を同条第3項の規定により付
議するものである。

鎌倉市本庁舎整備に関する住民投票条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、鎌倉市が進めている市役所本庁舎移転整備計画について、市民の意志を明らかにするための住民投票を行い、もって市並びに議会に民意を示すことを目的とする。

（住民投票の実施）

第2条 前条の目的を達成するために、次の各号の選択肢について、住民投票を行う。

（1）本庁舎の深沢移転に賛成

（2）深沢移転に反対

（住民投票の執行）

第3条 住民投票は、市長が執行するものとする。

2 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、協議により、その権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を鎌倉市選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という）に委任することができる。

（住民投票の期日）

第4条 住民投票の期日（以下「投票日」という）は、この条例の施行の日から起算して、70日を経過する日までの間において、市長が定めるものとする。

2 市長は、前項の規定により投票日を定めた場合において、前条第2項の規定により選挙管理委員会に事務を委任した時は、速やかに選挙管理委員会に通知しなければならない。

3 市長は、前条第1項の規定により投票日を定めた時は、投票日の7日前までにこれを告示しなければならない。

（投票有資格者）

第5条 住民投票における投票の資格を有する者（以下「有資格者」という）は、次の各号に該当する者とする。

（1）投票日において年齢満18歳以上の者

（2）投票日において、選挙人名簿に登載されている市民

（3）第7条第2項に規定する期日前投票にあっては、当該期日前投票を行う日に選挙人名簿に登載されている者

（投票の方式）

第6条 住民投票をしようとする有資格者は、投票用紙の選択肢から一つを選択し、所定の欄に自ら○の記号を記載しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、身体の故障その他の事由により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票人は、代理投票をすることができる。

（投票所での投票）

第7条 投票人は、投票日に、自ら指定の投票所に行き、選挙人名簿登載の確認を経て、投票しなければならない。

2 投票人は、前記の確認を経れば、期日前投票を行うことができる。

(無効投票)

第8条 次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

(1) 所定の投票用紙を用いないもの

(2) ○の記号以外の事項を記載したもの

(3) ○の記号を投票用紙を選択肢の欄のいずれにも記載したもの

(4) ○の記号を投票用紙のいずれの選択肢の欄に記載したのか判別し難いもの

(5) 白紙投票

(情報の提供)

第9条 市長は、住民投票の適正な執行を確保するため、本庁舎整備計画その他必要な情報、資料を、第2条各号の選択肢に沿い、市民へ公平かつ公正に提供するよう努めるものとする。

2 市長は、前項の情報の提供に際しては、中立性の保持に留意するものとする。

3 市長は、本住民投票がひろく市民に周知されて執行されるよう、広報その他の手段により、投票有資格者の投票を促すよう努めるものとする。

(投票運動)

第10条 住民投票に関する投票運動は自由とする。投票運動に不当な圧力、妨害があつてはならないことはもちろん、買収、脅迫その他投票資格者の自由な意思が拘束され、若しくは不当に干渉され、又は住民の平穏な生活環境が侵害されるものであつてはならない。

(開票)

第11条 開票は、選挙管理委員会の手により、即日開票されるものとする。

2 請求代表者の中から、所定の手続きにより開票立ち会い人を出すことができる。

3 市長は、住民投票の結果が確定した時は、速やかにこれを告示するとともに、広報その他市の媒体に発表しなければならない。

(投票結果の効力)

第12条 市長及び市議会は、住民投票の結果が地方自治法の定めた市民による民意を十分に反映したものであるとの趣旨から、これに拘束されねばならない。

(委任)

第13条 この条例に定めるものの他、住民投票の施行に関し必要な事項は、委任を受けた選挙管理委員会が規則を定めるものとする。

付則

この条例は、交付の日から施行する。

意 見 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項の規定に基づき鎌倉市本庁舎整備に関する住民投票条例の制定について請求があったため、同条第 3 項の規定により、以下のとおり意見を付す。

1 本庁舎整備事業について

本件は、地方自治法の規定により必要とされる 3,005 人分の連署を上回る 8,270 人分の連署をもって請求されたものであり、本件請求の意義の重さを真摯に受け止めている。

本市では、人口増加とともに市民ニーズを踏まえながら、公共施設の建設を進めてきた。その結果、現在築 30 年を超える公共施設が半数以上を占め、大規模改修や建替えが急務となっている。しかし、人口が今後減少していくことが予想されていることや昨今の厳しい財政状況の中では、全ての施設を維持・更新することが困難な状況にあるため、「鎌倉の魅力を継承しつつ、次世代に過大な負担を残さない。」ことを前提として、新しい時代に合った価値を提供できるよう公共施設のあり方を見直すことを目的に、平成 18 年度から公共施設再編の具体的な検討を進め、平成 24 年 3 月に「鎌倉市公共施設白書」、平成 25 年 4 月に「鎌倉市公共施設再編計画基本方針」、平成 27 年 3 月に「鎌倉市公共施設再編計画」を策定した。

昭和 44 年に竣工した本庁舎は、平成 23 年の東日本大震災を受け、神奈川県が見直しを行った津波浸水想定の範囲内に敷地の一部が含まれていることや、整備から約 50 年が経過し建物や設備の老朽化への対応が大きな課題となっていること、行政需要の増大に伴う職員数の増加等から本庁舎だけでは執務スペースが狭小となり、分庁舎の建設や一部執務室の敷地外への移転など業務の非効率化がみられるとともに市民の利用にも支障をきたしていること、平成 17 年までに実施した耐震改修工事により、I s 値 0.6 の耐震性能を確保し震度 6 クラスの地震に際して建物が倒壊又は崩壊する危険性は低く、人命の安全確保は図られるものの業務継続に求められる通常の 1.5 倍の I s 値 0.9 の耐震性能は有しておらず、大規模な地震が発生した場合の業務継続に不安があることなどを課題として捉えている。

このため、平成 27 年度に「本庁舎機能更新に係る基礎調査（～本庁舎整備方針策定に向けて～）」を実施し、現在の本庁舎が抱える課題、求められる機能・

性能、必要な庁舎面積、配慮すべき条件等の整理を行った上で、平成28年度に学識経験者や公共的団体が推薦する者で構成する鎌倉市本庁舎整備方針策定委員会（以下「策定委員会」という。）において、必要となる床面積25,000～30,000m²に対してどのような本庁舎の整備パターンが考えられるか、「現在地建替え」、「現在地長寿命化」、「その他の用地への移転」の方策をベースに整理し、「防災・減災」、「機能・性能」、「まちづくり」及び「時間・コスト」の観点から検討していただいた。

その結果、現在地での整備では、①地震や津波の直接的な被害による本庁舎の機能停止だけでなく、道路の寸断により庁舎周辺道路の通行に支障が生じ、庁舎が孤立して機能不全となるおそれがあり、市域全域に対する災害への対応が困難な事態に陥る可能性も考えられ、災害時の対応力・受援力の発揮など災害応急対策活動には適さないこと。②風致地区による建物の高さ制限（10m）により高層化ができないことや、周知の埋蔵文化財包蔵地のため、遺構に影響を与えないためには最大でも2階建ての高さの軽量な建築物とする必要があり、本庁舎に必要な床面積が確保できること。③分庁舎や仮庁舎の整備や仮庁舎への引っ越し費用等も必要となり、移転に比べ多額の費用がかかることなどから、「本庁舎は移転して整備する」との方針が策定委員会から市長へ提言され、平成29年3月に「鎌倉市本庁舎整備方針」を策定したものである。

なお、当該方針の策定に向けては、策定委員会における議論と並行して、幅広い年齢層からの市民感覚などを踏まえた意見を取り入れるため、パブリックコメント、市民アンケート調査を実施したほか、無作為抽出や市内の高校、大学への呼びかけにより参加いただいた方による市民対話を5回開催し、本庁舎に対する印象、本庁舎に欲しい機能、現在の本庁舎のあるこの場所をどのような場にしてほしいかなど、未来に向けた市民の想いを語っていただき、その結果を策定委員会における議論の参考としている。

本庁舎の移転は、まちづくり、地域経済、市民サービス等に大きな影響を与えるため、本庁舎単体で捉えるのではなく、広くまちづくりの視点を持って検討することが必要であることから、平成29年度には、他の公的不動産の利活用やその効果を含めて全市的な視点から適地の検討を行い、平成30年3月に策定した「鎌倉市公的不動産利活用推進方針」において、本庁舎の移転先を深沢地域整備事業用地内の行政施設用地とした。

その検討に当たっては、①敷地は原則として市有地であること。②必要となる床面積25,000～30,000m²の本庁舎が整備できる土地の面積を有すること。③「本庁舎整備方針」の基本的な考え方をそぐうことといった移転整備候補地抽

出の基本的な考え方に基づき、梶原四丁目用地（野村総合研究所跡地）及び深沢地域整備事業用地内の行政施設用地を候補地とした。

次に、この二つの候補地について、市民の利便性及び全市的なまちづくりの視点から評価を行った。

まず、市民の利便性の視点では、市域全体に対し効率的にバランスの良い行政サービスの提供が可能であるかの検討を行い、鎌倉駅周辺、大船駅周辺、深沢地域の3拠点における行政サービスの提供が、市民の利便性の維持とサービス提供の効率化の面で優れていること、深沢地域は人口重心が位置するなど、より多くの市民にサービスを提供することに適した場所であるとの結論に至った。

次に、全市的なまちづくりの視点では、人口減少が進行する中、一層のコンパクトな市街地形成が求められる状況においては、都市機能が集積する場所での行政サービスの提供が重要であり、これらの場所で行政サービスを提供することで、まちの暮らしやすさの向上、行政サービスに係るコストの削減を図ることができる。このため、鎌倉駅周辺、大船駅周辺、深沢地域の三つの都市拠点に行政サービスを配置することが望ましい。また、本庁舎機能を整備することで、周辺に一定の機能が集積することや賑わいの創出などを想定すると、今後、新たなまちづくりを進める深沢地域整備事業用地内の行政施設用地の優位性が高いとの結論に至った。

さらに、こうした視点に加え、深沢地域整備事業用地内の行政施設用地に本庁舎が移転した場合、防災面や健康面のバリュー提供が可能となるとともに、総合体育館や消防本部との連携した整備等により建設コスト削減や、PPP・PFI等の官民連携の手法の導入により費用負担の縮減が可能になる。そして、深沢地域に本庁舎を移転整備し、深沢地域のまちづくりを推進することで、他の公的不動産の利活用に向けたポテンシャルを高め、更に鎌倉駅周辺拠点や大船駅周辺拠点それぞれの資源や魅力、都市機能に磨きをかけることで、鎌倉市全体の都市機能の強化やまちの魅力向上につながることが期待できることから、深沢地域整備事業用地内の行政施設用地を移転先として決定したものである。

この判断に至る過程では、公募市民による市民対話や市民シンポジウム、42回延べ818人を対象とした出前講座、パブリックコメントの実施により、市の考え方を周知し市民意見を聞くとともに、これらを踏まえて学識経験者等で構成する鎌倉市公的不動産利活用推進委員会において議論を重ねていただいた。

また、本庁舎整備に向けた取組の検討経過や内容については、鎌倉市議会総務常任委員会や全員協議会において報告を行うとともに、一般会計予算等審査

特別委員会における審議を経て、市ホームページや広報かまくらへの掲載、公共施設再編ニュースの発行、てのりかまくらの配布など、可能な限りの手法を尽くして、情報提供と丁寧な説明に努めてきた。

現在は、市議会に対する説明や広報かまくらに示したスケジュールのとおり、市民対話を実施するとともに鎌倉市本庁舎等整備委員会において議論を重ねていただき、「本庁舎等整備基本構想」の平成30年度中の策定を目指し、事務を進めているところである。

今回、制定請求のあった本件条例案は、市役所本庁舎移転整備に関する住民投票の実施を求める内容としたものである。住民投票が間接民主制を補完するための市民参加制度の一つとして位置づけられていることは認識しているが、市民の生命・財産を守ることが全てに優先して取り組む施策であることに加えて、近年多発する自然災害に対して、移転して整備する本庁舎が市民の生命を守る前線基地になると捉えている。本庁舎の移転整備が本市の将来を見据えた重要な事業であるからこそ、時間をかけて様々な角度から議論を重ね、その過程においては、広く市民や知見を有する方などの意見聴取に努めるとともに、市議会にも報告等を行った上で、必要な予算について議決を得ながら事業を進めてきたところである。

したがって、住民投票により、単に深沢地域への移転に賛成か反対を問うことは、これまで多くの方々と丁寧に議論して築き上げてきた結果と過程をないがしろにするものであり、到底容認できるものではない。

2 各条の規定について

本件条例案は、第1条（目的）において「市役所本庁舎移転整備計画に関して、市民の意志を明らかにするための住民投票を行い、もって市並びに議会に民意を示すことを目的とする。」とし、第2条（住民投票の実施）において「本庁舎の深沢移転に賛成」と「深沢移転に反対」の二つの選択肢を示している。更に第6条（投票の方式）において「住民投票をしようとする有資格者は、投票用紙の選択肢から一つを選択し、所定の欄に自ら○の記号を記載しなければならない。」と規定しており、市民の意思について一括して深沢地域への移転に賛成又は反対のいずれかを求めることになるが、この二つの選択肢だけでは、市民として明確な意思を示すことは困難であると考える。「深沢移転に反対」を選択した市民が、現在地での整備を望んでいるのか、大船地域や腰越地域、玉縄地域での整備を望んでいるのか、本庁舎の整備をどのように行うべきと考えているのかを意思表示することができない。まさに、第1条（目的）に規定す

る「市民の意志を明らかにする」との条例の目的と合致しない投票制度となっている。更に言えば、「深沢」の定義が示されておらず、深沢地域全体を指すのか、移転先としている深沢地域整備事業用地の行政施設用地のみを指すのか不明である。仮に深沢地域全体を指すのであれば、梶原四丁目用地（野村総合研究所跡地）も含まれることになり、仮に住民投票の結果が「深沢移転に反対」となった場合、本庁舎の移転先を深沢地域とすることができないだけではなく、現在地での建替えや長寿命化が難しいとの判断がある中では、大船地域や腰越地域、玉縄地域で適地を再検討することになるが、これらの地域には本庁舎を建設することができるような市有地は存在せず、新たに土地を取得するための多額な費用が必要となるため、実質的に移転することができなくなる可能性が高い。

第9条（情報の提供）第1項は「市長は、住民投票の適正な執行を確保するため、本庁舎整備計画その他必要な情報、資料を、第2条各号の選択肢に沿い、市民へ公平かつ公正に提供するよう努めるものとする。」と規定している。一般的な解釈として、住民投票の適正な執行を確保するための情報提供とは、投票の日時、場所、方法等について正確な情報を提供することと考えられるが、同項では、「本庁舎整備計画その他必要な情報、資料を、第2条各号の選択肢に沿い、市民へ公平かつ公正に提供するよう努めるものとする。」とされており、本件条例案作成者の意図がつかめない。また、本庁舎整備計画は存在せず、その他必要な情報、資料についても具体性に欠けており、提供することが困難である。さらに、「第2条各号の選択肢に沿い、市民へ公平かつ公正に提供するよう努めるものとする。」部分については、市はこれまでの経過等を示した資料を提供するに留まるため、深沢移転に反対の資料を公平かつ公正に提供することは極めて困難であると考える。

本件条例の制定の請求は地方自治法を根拠としたものであるが、本件条例に基づいて実施される住民投票は法律に根拠を有するものではなく、当然地方自治法の規定により実施されるものでもない。本件条例案第12条（投票結果の効力）において、「住民投票を実施すること」ではなく、「住民投票の結果」が「地方自治法の定めた市民による民意を十分に反映したものである」とされているが、これが何を意味するか不明である。

また、本件条例案には、住民投票の成立要件についての規定が無いため、市民の少数意見だけが反映されるおそれがあり、その結果は民意を充分に反映したものとはならない。

本来であれば、本庁舎の位置は、間接民主制を採用する現在の法制度におい

て、市民の意思に基づいて代表者として選出された市議会議員のうち、出席議員の3分の2以上である特別多数の同意により変更するものであるところ、その決定方法では不充分であるとするのが本件条例の制定意図であると思われるが、仮に、有資格者のうち少数しか投票を行わなかった場合であってもその結果を「民意を十分に反映したもの」とするのは本末転倒と言わなければならぬ。

住民投票の結果が民意を充分に反映したものであると言おうとするのならば、少なくとも、本件条例において住民投票が成立したと認めるために必要な要件を定める必要がある。

成立要件についての明確な基準はないと考えられるが、常設型住民投票条例を制定している自治体のうち、成立要件を設けている多くの自治体が投票資格者総数の2分の1以上の投票数をもって住民投票が成立するとの規定を設けていることを鑑みて、投票の成立要件は、投票資格者総数の2分の1以上の投票数とすることが望ましいと考える。

同時に、明確に記されてはいないが、本件条例案の意図は、過半数を獲得した選択肢を「住民投票の結果」とするものと読み取れるところであるが、地方自治法が市議会議員のうち、出席議員の3分の2以上である特別多数の同意を必要としている本庁舎の位置の変更を、投票を行った者の過半数の意思で決定しようすること自体にも疑問を感じるところである。

また、同条においては、「市長及び市議会は、住民投票の結果…、これに拘束されねばならない。」と規定しているが、これは本件条例案の違法性に係る重要な規定であるため、別途述べるものとする。

3 「市長及び市議会は、住民投票の結果に拘束されねばならない」という趣旨の条例を制定することについて

地方自治法第14条第1項の規定により、普通地方公共団体は法令に違反しない限りにおいて地域における事務に關し条例を制定することができるところであるが、本件条例案第12条（投票結果の効力）の規定は、次の理由により法令に違反する疑いが極めて高いため、本件条例を制定することは同項の規定に違反すると思料する。

地方自治法第96条第1項に「普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。」と規定され、同項第1号に「条例を設け又は改廃すること。」と掲げられており、また、同法第4条第1項に「地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定め

なければならない。」と、同条第3項に「第1項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の3分の2以上の者の同意がなければならない。」と規定されている。

これらの規定により、本庁舎の位置は、出席議員の3分の2以上の賛成をもって条例により定めなければならないものである。

当然のことながら市議会の議決は全て重いものであり、それに対して異議がある場合等の手続の厳格さと照らしてもその重要性には疑いの余地はないが、本庁舎の位置を定める条例を定めることについては、出席議員の過半数による通常の議決よりも更に重い、出席議員の3分の2以上の賛成による特別多数議決が要件とされているのである。

一方、本件条例案第12条（投票結果の効力）は、市長及び市議会は住民投票の結果に拘束されねばならない旨を規定しようとするものであり、通常の議決よりも更に重い特別多数議決により議事を決する市議会の権限を無にするものである。

鎌倉市役所の位置を深沢地域整備事業用地内の行政施設用地に改めようとする「鎌倉市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例」が成立するには、出席議員が26人であればそのうち18人以上の同意が本来必要であるにもかかわらず、仮に、本件条例に基づく住民投票を行い、第2条第1号に掲げる「本庁舎の深沢移転に賛成」が多数となった場合には、同意の意思を持つ出席議員が圧倒的少数であったとしても当該条例が成立することとなる。これは、地方自治法に規定される議会の権限を実質的に否定することにほかならない。

また、同意の意思を持つ出席議員が圧倒的少数であった場合に、各議員の表決を無効とし異なる決定を議長が下すのか、不同意の意思をもつ出席議員を強制的に退席させるのか、強制的に同意の意思表示をさせるのか、など、どのような方法により市議会を拘束しようとするものかも不明である。

地方自治法第148条の規定により普通地方公共団体の長は当該普通地方公共団体の事務を管理し、及びこれを執行するとされ、同法第149条第1号の規定により議会の議決を経べき事件につきその議案を提出することは普通地方公共団体の長の担任事務と定められているところ、本件条例案第12条（投票結果の効力）の規定は、投票結果と異なる議案を提出してはないと市長を拘束し、市長の権限を侵害するものであると考える。

条例を根拠とする住民投票の結果の法的拘束力については、「住民投票が法的拘束力を有せず、法的には世論調査ないし参考資料としての意味しか持ち得ないことは、控訴人らの指摘するとおりである…」（平成14年3月28日東京高等

裁判所判決平成 13 年（行コ）第 100 号。平成 15 年 12 月 18 日最高裁判所において上告受理申立て不受理決定)、「仮に、住民投票の結果に法的拘束力を肯定すると、間接民主制によって市政を執行しようとする現行法の制度原理と整合しない結果を招来することにもなりかねないのである」(平成 12 年 5 月 9 日那覇地方裁判所判決平成 10 年（ワ）第 82 号。判決確定) のように、裁判例でも言及されているところである。

また、総務省においても、投票の結果がその地方公共団体の団体意思、議会又は長その他の執行機関の行動を拘束する「拘束的住民投票」については、法律に根拠がある場合にのみ可能と解されている、としている。(平成 22 年 10 月 29 日地方行財政検討会議資料)これは、地方自治法という法律で定められた、議決という議会の権限又は事務を管理し、執行するという長の権限の特例を定めるためには、同等の形式的効力を持つ法律で定めなくてはならず、形式的効力が下位である条例によることはできない、という趣旨であると解される。

以上のことから、本件条例案第 12 条（投票結果の効力）の「市長及び市議会は、住民投票の結果…、これに拘束されねばならない。」という規定は法令に違反する疑いが極めて高く、本件条例を制定することは地方自治法第 14 条第 1 項の規定に違反すると思料する。

4 住民投票の実施に当たっての課題について

本件条例案第 3 条（住民投票の執行）第 2 項において「市長は、…住民投票の管理及び執行に関する事務を鎌倉市選挙管理委員会…に委任することができる。」とされていることから、この委任を受ける立場として鎌倉市選挙管理委員会に意見を求めたところ、次のような意見が示された。

「第 5 条（投票有資格者）において投票資格を有する者について規定しているが、その居住要件、公職選挙における欠格事項に該当する者の取扱い等について明確にされておらず、また、投票の方式（1 人 1 票、秘密投票）、資格者名簿の調製の要否、投票所及び期日前投票所の設置箇所数、設置期間、不在者投票制度の要否等住民投票執行上、基本となる事項が定められておらず、住民投票のあり様が読み取れない。そのため、住民投票の執行に要する経費の積算も困難である。

投票所及び期日前投票所の設置箇所数等は投票する者の利便と住民投票の執行に要する経費に大きく影響する事項であることから、住民投票制度を創設する段階で議論されるべきことである。

更に、資格者名簿の調製について規定されることは投票の資格を有する

者が特定されないことを意味するため、住民投票制度の根幹に係る重要な規定が欠落していると言える。

また、第8条（無効投票）の規定により無効とする投票については、「○の記号のほか、他事を記載したもの」を追加すべきである。

第13条（委任）の規定により、住民投票の施行に関し必要な事項は選挙管理委員会が規則を定めることとされているが、住民投票の管理及び執行に関する事務を受任できる立場に過ぎない選挙管理委員会が規則を定めること、更に言えば、前述のように本来であれば条例で定めなければならない重要な事項までも含めた規則を定めることに、疑問を感じる。」

なお、これとは別に、本件条例案には、制定の本旨と無関係であるが、誤字や条例立案技術上の問題が散見される。

このようなことから、本件条例の制定には意義を見出せないばかりでなく、違法であると考えるため、強く反対するものである。議員各位におかれでは、本件条例について厳正なる御審議と賛明なる御判断をいただくようお願いする。

以上が、地方自治法第74条第1項の規定により請求のあった鎌倉市本庁舎整備に関する住民投票条例の制定に対する私の意見である。

私は、本庁舎整備という重要な事業を、地方自治制度の根幹をなす議会制民主主義のもとで、これまでどおり市民の負託を受けた議員の御意見を賜り、市民への情報提供及び市民との対話を積極的に行い、真摯かつ丁寧な説明に努め、御理解を得ながら進めていく所存である。

平成30年11月20日

鎌倉市長 松尾 崇

「参考」

鎌倉市本庁舎整備に関する住民投票条例制定請求書

1、鎌倉市本庁舎整備に関する住民投票条例制定請求の要旨

鎌倉市は、現在の市役所本庁舎が築50年を迎えることになり、老朽化し、手狭であり、且つ津波浸水の恐れがあるなどの理由から、深沢地域整備事業用地に移転する計画を発表した。すでに平成24年度から3年をかけ公共施設再編計画を策定、鎌倉市本庁舎整備方針策定委員会では、平成29年3月「本庁舎を移転して整備」するという決定を下した。これを受け、鎌倉市公的不動産利活用推進委員会では、30年3月「深沢を移転先」に決定した。現在、本庁舎等整備委員会を立ち上げ、8月2日から整備の基本構想に関する検討をおこなっている段階である。このままでは、深沢地域整備事業用地への移転計画がどんどん進められ、既成事実化することは明白である。

松尾崇鎌倉市長は、地方自治法第4条がうたう「市役所の位置を定める条例」の改正について、「まだ先になると思う」と述べ、議会の同意を先延ばしにする意向である。深沢地域整備事業用地に関しては、都市計画決定も必要だが、こちらもまだ行われていない。本来であれば、本庁舎移転のような重要な政策は、市議会と協議して決定すべきものと考える。しかし、鎌倉市長には、その考えはない。

計画では、本庁舎移転整備に、約180億円の財源が必要とされている。鎌倉市は、整備のための積み立てもしてこなかったため、この整備費は、大きな債務として市民の負担になる可能性が高い。最近になり、神奈川県の調査で、深沢地域事業用地が、柏尾川の洪水浸水地域に入ることがあきらかになった。浸水は0・5メートルから3メートルの範囲であるが、本庁舎を建てるにはかさ上げが必要となり、さらに予算が膨らむ事態となっている。

このままでは、深沢移転が既成事実化すると危惧した市民が呼びかけ、今回鎌倉市の有権者に投票してもらい、本庁舎整備に市民の声を反映してもらうことを考えた。よって、ここに地方自治法第74条により、有権者の50分の1の規定を越えた署名を添え、別紙の条例を制定していただくよう市長に求める次第である。条例案では、有権者に、「深沢移転に賛成」「移転に反対」のどちらかに○をしてもらう内容になっている。まさに、鎌倉市民の民意を示すことになると考える次第である。以上が直接請求の要旨である。

報告第 16 号

交通事故による市の義務に属する損害賠償の
額の決定に係る専決処分の報告について

平成30年6月27日、鎌倉市長谷五丁目13番32号先路上で発生した、
都市整備部下水道河川課所属の軽貨物自動車による交通事故に係る
損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成30年11月20日提出

鎌倉市長 松尾 崇

- 1 損害賠償の額 7,668円
- 2 損害賠償の相手方 東京都大田区大森北二丁目3番6号
秋里ビル1F
関東建設株式会社
代表取締役 岡田 聰
- 3 処分の日 平成30年10月30日

報告第 17 号

交通事故による市の義務に属する損害賠償の
額の決定に係る専決処分の報告について

平成30年7月4日、鎌倉市御成町20番21号で発生した、こどもみらい部発達支援室所属の軽貨物自動車による交通事故に係る損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成30年11月20日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 損害賠償の額 179,107円

2 損害賠償の相手方

[REDACTED]
[REDACTED]

3 処分の日 平成30年10月30日